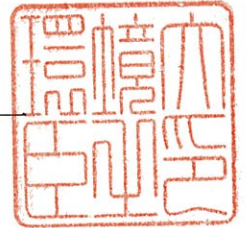


諮 問 第 4 5 6 号
環水大土発第1701041号
平成 2 9 年 1 月 4 日

中央環境審議会会長
浅 野 直 人 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス[(*RS*)-1-{2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イルカルボニル}イミダゾリウム]=フマレート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

N-(トリクロロメチルチオ)シクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2*RS*)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)

3,4-ジヒドロ-2,4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル)-3-(α, α, α -トリフルオロ-*m*-トリル)-2*H*-ピリド[1,2-*a*]ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3',4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

N-(7-フルオロ-3,4-ジヒドロ-3-オキソ-4-プロパー-2-イニル-2*H*-1,4-ベンゾキサジン-6-イル)シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*)-2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1-(4-トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

中環審第957号
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 6 0 号
環水大土発第1705092号
平成 2 9 年 5 月 9 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名 2,4-Dイソプロピルアミン塩又は 2,4-PAイソプロピルアミン塩)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名 2,4-DEチル又は 2,4-PAエチル)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名 2,4-Dジメチルアミン又は 2,4-PAジメチルアミン) 及び (2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム一水化物 (別名 2,4-Dナトリウム塩一水化物又は 2,4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル (オキシ) {1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル] エチル} - λ^6 -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

4-[(5*RS*) -5-(3,5-ジクロロフェニル) -4,5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール-3-イル]-*N*-[(*EZ*)-(メトキシイミノ)メチル]-*o*-トルアミド (別名フルキサメタミド)

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニエロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (II) (別名DBEDC)



中環審第969号
平成29年5月12日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



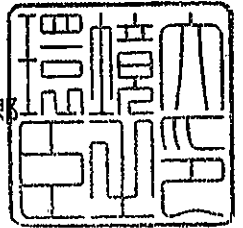
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 5 1 6 号
環水大土発第1909121号
令和元年9月12日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
小 泉 進 次 郎



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

2- [2- (7, 8-ジフルオロ-2-メチルキノリン-3-イルオキシ) -
6-フルオロフェニル] プロパン-2-オール (別名イプフルフェノキン)

2- [3- (エチルスルホニル) -2-ピリジル] -5- (トリフルオロメチ
ルスルホニル) -1, 3-ベンゾオキサゾール (別名オキサゾスルフィル)

ジメチル=テトラクロロテレフタレート (別名クロルタールジメチル)

5- (1, 3-ジオキサ-2-イル) -4- [4- (トリフルオロメチル)
ベンジルオキシ] ピリミジン (別名ベンズピリモキサン)

(別紙2)

ビス [(RS) - 1 - { 2 - [3 - (4 - クロロフェニル) プロピル] - 2 ,
4 , 4 - トリメチル - 1 , 3 - オキサゾリジン - 3 - イルカルボニル } イミダ
ゾリウム] = フマラート (別名 オキスポコナゾール フマル酸塩)

3 - (3 , 4 - ジクロロ - イソチアゾール - 5 - イルメトキシ) - 1 , 2 - ベ
ンゾチアゾール = 1 , 1 - ジオキシド (別名 ジクロベンチアゾクス)

(RS) - (O - 2 , 4 - ジクロロフェニル = O - エチル = S - プロピル = ホ
スホロジチオアート) (別名 プロチオホス)

ベンジル = 4 - アミノ - 3 - クロロ - 6 - (4 - クロロ - 2 - フルオロ - 3 -
メトキシフェニル) - 5 - フルオロピリジン - 2 - カルボキシラート (別名 フ
ロルピラウキシフェンベンジル)

1 - (2 - { [1 - (4 - クロロフェニル) - 1 H - ピラゾール - 3 - イル]
オキシメチル } - 3 - メチルフェニル) - 1 , 4 - ジヒドロ - 4 - メチル - 5
H - テトラゾール - 5 - オン (別名 メチルテトラプロール)

中環審第 1087 号
令和元年 9 月 12 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和元年 9 月 12 日付け諮問第 516 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。